平成２４年（フ）第２９３号
北九州市八幡西区大平１丁目１番17―４号102
債務者　西村　英子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３０４号
神戸市兵庫区雪御所町７番９号
債務者　梅田　朋敬
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４４４号
神戸市兵庫区荒田町３丁目51番６号
債務者　大柄　昭司
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４７７号
神戸市長田区駒ヶ林町５丁目８番２号　ハイツヨイチ202号、従前の住所神戸市長田区西尻池町５丁目３番８―305号
債務者　サンシャイン創芸こと　下平一二三（旧姓脇坂）
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４８９号
神戸市長田区四番町４丁目69番地　市住39―502号
債務者　前田　正弘
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４９４号
神戸市兵庫区御崎町２丁目16番25―352号
債務者　溝畑　俊美
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０４２号
名古屋市中川区吉津３丁目1004番地　松下荘Ｔ－１棟403号
債務者　石原　京子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井498番地１
債務者　滝谷　光子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２４年（フ）第３４６号
北九州市戸畑区菅原３丁目３番27号
債務者　浦田　律子
1　決定年月日時　平成24年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２０４３号
名古屋市港区新茶屋４丁目1711番地
債務者　松岡　卓哉
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８０号
奈良県生駒市本町２番８号
債務者　中村ルリ子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２０２号
奈良県生駒市壱分町67番地169
債務者　山本　千恵
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１３７号
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀5183番地３
債務者　米　　一幸
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９３号
広島県福山市沖野上町３丁目９番５―804号ヴェルシャトー、旧住所広島県福山市幕山台４丁目５番18号
債務者　佐藤　和憲
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第３４４号
北九州市門司区大里東４丁目13番30―309号
債務者　岩峰　久代
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２５４号
沖縄県豊見城市字上田23番地１　県営上田団地１―901
債務者　安部　広幸
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２５５号
沖縄県豊見城市字上田23番地１　県営上田団地１―901
債務者　安部　詩子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部